慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	茶業労働の現況
Sub Title	
Author	勝俣, 千之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.9 (1917. 9) ,p.1230(98)- 1234(102)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170901-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

者の掌中に存するは如何なる場合に於ても異なる所なしとす。

第五、一の理想として考ふるときは、産業組合の下に産業を組織するは事の宜しきを得たるものとす可し。モーリス、オーウエン等の敎へたるが如く、産業組合は産業社會に公正を導くの所以たる可く、前世紀の央産業並に貯蓄組合法が産業組合を公認して以來組合の運動に就て大なる希望の繫がれたる次第なれども、一方に有限責任の會社組織其緒に就き、企業者は此會社組織の下に、豐富なる資本金を吸收するを得るに至れるが爲め、産業組合は生産業に適用せられざるの勢を馴致したり。

茶業勞働の現況

勝俣千之助

吾人が鈍才を以て實地踏査を企て、幾多の斯業精通家、數多の經驗家に面接し甲説乙論を參酌して類別せしもの左の如し。

（一）外部的勞働

（イ）茶園耕作農夫

此農夫の年中に於ける工程を示せば

一月、堆積肥料の製造
二月、寒肥の施用
三月、淺耕、除草、芽出肥の施用
四月、害蟲發生の注意及豫防
五月、晩霜の豫防、摘後の剪枝
六月、淺耕及追肥
七月、一番茶に剪枝せざりしものは摘採後直に剪枝、綠肥用大豆の鋤込、雜草引入初め
八月、除草、基肥、堆肥の製造、雜草敷込
九月、冗枝の剪除、深耕及元出し、基肥施用
十月、株元の土寄せ
十一月、茶樹株内の掃除
十二月、堆肥製造の準備

此等の勞務に對する勞銀は宇治、狹山、靜岡等、何れの地方にても、熟練勞働者、不熟練勞働者の差に從つて三十五錢より五十錢内外の日當にして、勞働時間は十一二時間にて其間嚴密なる定めなし、然れども上記の工程中にて施肥勞働に至りては一反歩三圓五十錢位にて請負はしむる事あり、尙宇治にては玉露の製造に用ゆる茶葉に對しては、日光の直射を防ぐ爲、玉露園上の空間に覆をなす特殊の工程あり、之に對しては一反歩七圓位にて請負はしむる習慣あり斯の如く茶葉勞働は他の勞働者の如く日々同一の作業を繰返すものにあらずして、時季により て其作業を異にし、從て賃金にも差異を生じ、勞働時間も春夏は比較的長く、秋冬に至れば短縮さるゝものなり。

（ロ）摘婦

茶葉の摘採は四季を通じてなすものにあらず靜岡地方にては五月上旬一番茶の摘採より初め八月下旬乃至九月上旬四番茶の摘採を以て茶摘時季の終了とす、狹山地方にては一番茶摘採の時季は靜岡と大差なしと雖、六月下旬乃至七月上旬二番茶の摘採を以て終りとす、宇治にては五月上旬新芽を摘採したる後は全々之を摘採せざる慣習あり、同地方生産家の言によれば、二番茶或は之れ以上を摘葉するときは來春の新芽を阻害する怖れある故、之を摘採せずと。

如斯摘婦の勞働時季は短時日に限らるゝものなり、而して勞銀は一番二番三番四番の茶期を異にする如く、之を異にするものなり、勞銀の

單位に付ては一番茶に於ても四番茶に於ても何等變る所なく、靜岡、狹山、宇治共に一貫目八錢を以て公定の勞銀となすものなれども一番茶に於ては、新芽の葉數非常に多き爲、摘婦一日の摘採量は二三四番茶に比して最も多く、曾て靜岡縣農事試驗場收の原茶業部に於て、摘採競技會を催したる際最も多く摘採したるは一日二十貫目に達し、少きも十二三貫目に及べりと云ふ、此平均をとりて一番茶に於て一日十六七貫を摘採するとせば賃金一日一圓四五十錢の多きに上るべく、二番茶にては摘採すべき茶葉少なき爲、十貫目内外となり、從て賃銀は八九十錢となり三番四番茶となるに從て一日の賃銀は減少する割合なり、由是觀之、茶業勞銀が如何に複雜にして之に對して直に一括したる斷定的議論を下すの困難なるか知るを得べきなり。

數量制に於ては摘婦は比較的收入多きも時間制にては然らず、左に參考として明治十四年より明治四十四年迄に於ける時間制の摘婦の賃銀を示さん

年次	賃銀
14	115錢
15	125
16	14
17	14
18	15
19	15
20	15
21	15
22	15
23	15
24	15
25	17
26	17
27	18
28	20
29	20

年次	賃銀
30	20錢
31	20
32	20
33	20
34	20
35	20
36	20
37	20
38	20
39	22
40	23
41	23
42	25
43	27
44	30

（靜岡縣立農事試驗場收の原茶業部の帳簿より拔萃作成す）

（二）內部的勞働

（イ）再製工場の職工及女工

內地向製茶の生產を主とせる宇治及狹山に於ては再製工場なるものを見る能はず、之は獨り專ら輸出向製茶の生產をなせる靜岡のみが特有せる事實なり、其初め靜岡にては再製會社なるものが橫濱より移轉せし當時に於ては其數二三を數ふるに過ぎざりしが現今に於ては靜岡市內のみにても三十有餘の再製會社を見るに至れり

靜岡市立茶業組合員の語る所によれば之等會社にて使用する男女工は實に三千人の多きに達すべしと、此內男工は主として粗揉機、揉捻機、精揉機、等の運轉に補勞をなし、或は製茶の攪拌箱詰、荷造等の作業に從事し、女工は除塵、撰別、ペーパー貼付等の勞役に服するものにして男工は四五十錢より六七十錢、女工は二三十錢の日給を其熟練、不熟練の度に應じて支給さるゝものなり。

さて如斯多數の勞働者ある以上は或は勞働組合を組織して自家の利益を計らんが爲に雇主に抵抗し或は時に同盟罷工をなして作業の中止を謀り、生產家を苦しむるが如き事あるべしと想像するならん。

然れども、茶葉勞働者に於ては、他工場に於ける勞働者の如く、かゝる騷擾を惹起せし事更になし、

（ロ）焙爐師

古來製茶の最後の工程は焙爐師によりてなされし事は一般の知る所なり、從て製茶家の存する所、焙爐師の存せざるなし、然れども所によりて多少其勞働關係を異にするものあり。

靜岡地方にては既に論せし如く機械製茶を主とせる故、焙爐師による製茶盛ならず、爲に茲に之を擧ぐるの要なし。

先づ宇治に付て是を見るに、京都府下宇治郡木幡村、松尾淸之亟氏の言によれば、昔より焙爐師の賃銀は比較的高價にして生活程度以上に支拂ふ習慣ありて現今にても不熟練なる最低四十錢位の者は例外として一圓二十錢より一圓五十錢位迄を支拂ひ、其他酒を與ふる等の習慣あり、而して以前は焙爐師間にて各自の技倆を競ひて利に淡くして、名に憧れ一日十貫目位を精製せしが、文明の思潮に伴ひて、利己心の發達を來し現今にては五貫目を精製すれば時間の如何に不拘作業を止め、稍もすれば賃銀の値上げ

を迫る等の傾向を生ぜりと、如斯、宇治地方に於ける焙爐師の態度強固なるは蓋し、宇治に火藥製造所建設され之に勞力が吸收さるゝ結果なるべし。

之を狹山地方に付て見るに多少其趣を異にする點なしとせず、勞銀關係に至りては略〻大差なきが如くなれども、宇治地方に於て勞力が他に吸收さるゝ迄、單に拱手傍觀するに反し狹山地方にては之亦前述せる如く各所に傳習所を設けて茶師の養成に努め居る爲め茶師の人氣は頗る良好なり。

次ぎに茶葉勞働にては何故に同盟罷工或は雇主及勞働者間に紛擾を生ぜざるかと云ふに實に左の諸原因に基くものなりとす、

（一）勞銀が比較的高率なる事

他の生產工場の企業家は自己の利益のみを慮りて諸物價の騰貴するをも顧みず之に比例したる勞銀を支給せざるに反し、茶業勞働者は比較的高き賃銀を支給さる

（二）勞働期間が一定せる事

他の工場例へば紡績工場の如きに於ては年中作業に從事せざるべからざるに茶業に於ては茶期なるもの定まり即ち五月上旬より九月下旬乃至十月上旬迄なり、若し此四五ヶ月間に於て茶業者が勞働者を得る事能はざるに於ては可惜生葉を冗成せしむるか乃至は摘採したる生葉を腐蝕せしむる恐ある爲一時急激に多大の勞力の需要を來し勞働者は之を好機として、自己が滿足すべき要求を提出し、雇主は生產を中止する事能はざる爲之に應ずるの傾向あり。

（三）勞働が買收制ならざる事

紡績工場、製糸工場等に雇はるゝ女工は三五年の期間を限りて勞働を雇主に年季的に賣約するものにして而も大に虐待せらるゝ等の事を屢耳にするも茶業勞働に於ては前項に述べたる如き事情なる爲かゝる事なし

要之斯の如き事實の存在するを以て製茶業者對、勞働者間に何等の紛擾を見ざるものなりとす。

物價の暴騰と其調節に就て（上）

高城仙次郎

緒言

物價平準が歐洲大戰勃發以來世界一般に昂騰し、我國の物價も其餘波を受け開戰後漸騰の趨勢を保ち殊に近時更に其程度が急激に爲つて居る。例へば、英國『エコノミスト』誌の編纂に係る物價指數を基礎として開戰當時即ち大正四年七月末に於ける同國の物價を一〇〇とすれば、本年六月末の物價は二二〇に相當する。即ち過去約三ヶ年間に英國の物價は十二割の暴騰を告げた。一方、東京市內の物價は、『東洋經濟新報』の調査編纂せる物價指數を標準として、大正三年七月末を一〇〇とすれば、本年六月末には一七九、更に七月末には一九五に上騰して居るのである。若し物價指數なるものが比較的精確に一般物價騰落の程度を表示するものであり、且つ東京市の物價が日本全國中の貨物相場を代表するものあると看做すことが出來るとすれば、同盟軍側の策源地であり、財政上に於ても軍器の供給に於ても他の同盟國に多大の援助を與へつゝある英國には及ばないが、交戰國と云ふも殆んど名許かりに過ぎない我國の物價が過去三ヶ年間に九割五分に上る騰貴を示して居るのみならず、今後戰爭が繼續する限り其騰貴の趨勢が急に頓挫するの樣子が見えない。

尤も開戰前と比較して今日物價の高く爲つた程度は勿論貨物の種類に依りて異なつて居る。例へば、金屬類の騰貴は最も著しく、今日の相場は戰前の三倍近くに暴騰して居るが、綿絹織物類及其原料品等の騰貴は十二三割で、穀物並に其他食料品の平均市價は三割乃至四割の昂騰を示して居るに過ぎない。但し此騰貴の割合は